

入札・契約適正化のための当面の方策について 【 概要 】

企画財政部財政課 契約検査室

公共工事の入札・契約の適正化を図り、不正行為の防止を進めるとともに、地域建設産業が健全に発展するため、当面次の方策を講じます。

1. 入札・契約の適正化の促進

- (1) 予定価格の事前公表
特命随意契約(一者随意契約)を除き、予定価格の事前公表を試行。
- (2) 変動型最低制限価格制度の導入
ダンピング防止及び市況を反映した適正価格での受注等を目的に、変動型最低制限価格制度を試行導入。
- (3) 一般競争入札の拡大
指名競争入札は順次その対象を縮小、制限付一般競争入札を拡大。
- (4) 地域保全型工事入札制度の見直し
災害応急対策や除雪等の地域維持事業を担う地域建設業者を対象にした、地域保全型工事入札制度を拡充。
対象工事：上限金額を2,000万円未満から3,000万円未満に拡大。
参加資格：1,500万円未満の層を細分化。(250万円未満 / C・D級)
- (5) 適切な工期の設定及び施工時期等の平準化
12月補正予算において、新年度に予定している公共工事を前倒し発注するため、債務負担行為を設定。
- (6) 建設工事等設計業務委託(建設コンサルタント)の成績評定
調査・設計についても成績評定を実施。
- (7) 随意契約ガイドラインの制定
随意契約の判断基準や手続の明確化。

2. 官製談合等の不正行為の排除の徹底

- (1) 職員のコンプライアンスの徹底
公正取引委員会派遣講師による官製談合防止研修会の開催や、職員の規範意識等を確認するための全職員を対象にした個別面談を実施。
- (2) 外部からの働きかけに対する対策の強化
外部からの働きかけの内容等を記録、公表。
- (3) 不正行為に対するペナルティの強化
指名停止基準を改正。
重大な独占禁止法違反行為等：24カ月 → 36カ月

3. 地域建設産業の健全な発展

- (1) 社会保険等未加入対策の強化
建設工事請負基準約款の改正等により、社会保険等未加入業者を排除。
- (2) 中間前金払制度の適用範囲の拡大
前金払適用範囲を請負代金の130万円以上に見直し。(現行工事500万円)

入札・契約適正化のための当面の方策について

企画財政部財政課 契約検査室

I 趣旨

公共工事の入札・契約の適正化を図り、不正行為の防止を進めるとともに、地域建設産業が健全に発展するため、当面次の方策を講じます。

1. 入札・契約の適正化の促進
2. 官製談合等の不正行為の排除の徹底
3. 地域建設産業の健全な発展

II 具体的な取組

1. 入札・契約の適正化の促進

入札・契約に係る透明性の向上を図るとともに、公正な競争を促進するため、予定価格の事前公表及び変動型最低制限価格制度の導入を試行します。

併せて、競争性の向上を図るため、一般競争入札の範囲の拡大等に取り組みます。

また、地域建設産業の健全な発展に資するため、地域保全型工事入札制度を見直すとともに、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に向けた取組を進めます。

(1) 予定価格の事前公表

特命随意契約(一者随意契約)を除いて、予定価格の事前公表を試行することにより、メリット・デメリットの検証を行います。

なお、競争見積り方式による随意契約に係る予定価格の公表は、事業担当課で決定します。

※ 別紙「予定価格等の事前公表について」参照。

(2) 変動型最低制限価格制度の導入

ダンピング防止及び市況を反映した適正価格での受注等を目的に、変動型最低制限価格制度を試行導入します。

① 建設工事

予定価格を事前公表する競争入札に試行導入します。

- ・ 下限価格を設定(事前公表)： 予定価格の 85%
- ・ 平均入札価格の算出： 下限価格以上予定価格以下の入札金額の内、最高入札額を除く残りの入札金額の合計額を、その合計額の対象となる入札参加者数で除した額(その額に 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

ただし、有効な入札金額が最高入札金額のみである場合は、その額を平均入札価格とする。

- ・ 最低制限価格の算定方法(事後算定・事後公表)：
最低制限価格 = (平均入札価格 + 下限価格) / 2

※ 別紙「変動型最低制限価格の算定方法」参照。

② 建設コンサルタント等委託業務（土木関係建設、補償関係、測量、地質調査）
予定価格を事前公表する競争入札に試行導入します。

- ・ 下限価格を設定(事前公表)： 予定価格の 65%。
- ・ 平均入札価格の算出： 下限価格以上予定価格以下の入札金額の内、最高入札額を除く残りの入札金額の合計額を、その合計額の対象となる入札参加者数で除した額(その額に 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

ただし、有効な入札金額が最高入札金額のみである場合は、その額を平均入札価格とする。

- ・ 最低制限価格の算定方法(事後算定・事後公表)：
最低制限価格 = (平均入札価格 + 下限価格) / 2

※ 別紙「変動型最低制限価格の算定方法」参照。

(3) 一般競争入札の拡大

入札参加者の固定化の防止や競争性・透明性の向上を図るため、指名競争入札は順次その対象を縮小し、制限付一般競争入札の拡大を図ります。

また、競争参加者については、市内事業者等の地域要件を設定していますが、契約の性質又は目的により、「市内事業者だけでは適正な競争性を確保することができない」、又は「技術的難易度等が高く市内事業者に契約を履行することができる者が無い、あるいは極めて少数である」等の理由がある場合には、競争参加者の範囲の拡大を図ります。

(4) 地域保全型工事入札制度の見直し

災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた建設業者の減少が進んでおり、地域においては安全・安心の維持に支障が生じる恐れがあることが懸念されています。

このため、入札・契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要であることから、地域保全型工事入札制度の見直しを行います。

※ 別紙「地域保全型工事入札制度の見直しの概要」参照。

※ 別紙「建設工事入札参加資格者等登録者数(市内)の推移」参照。

(5) 適切な工期の設定及び施工時期等の平準化

年度当初に事業量が少なく、年度内の工事量の偏りが激しいことや、工事の完成時期が年度末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等の予算上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、適切な工期を設定のうえ、発注・施工時期の平準化に努めます。

① 速やかな繰越手続

これまでは、3月補正予算において繰越明許費を設定して市議会に提出していましたが、工事等を実施する中で、やむを得ない事由が生じた段階で速やかに繰越手続を開始します。

- ・ 12月議会、さらに前の9月議会に提出することも検討。

② 債務負担行為の積極的な活用

これまで単年度で実施することの多かった小規模工事等についても、複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為を適切に活用します。

また、新年度で予定している公共工事を現年度に前倒し発注し、公共工事の閑散期といわれる第1四半期の工事量を確保することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の支払による景気浮揚策を兼ねて、12月補正予算において債務負担行為(ゼロ市債を含む。)を設定します。

※ゼロ市債：債務負担行為のうち、初年度の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが支出は翌年度のもの。

③ 柔軟な工期の設定

受注者(下請業者を含む。)の円滑な工事施工体制の整備を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資機材の調達を行うことができる余裕期間(最大60日)を設定、受注者に工事着手時期の裁量を付与する余裕期間制度を試行導入します。

【対象工事】

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事。着手時期や工期に制約のあるものを除く。

例：債務負担行為を設定し、1月から3月に早期発注する工事等

※別紙「施工時期等の平準化に関する取組」参照。

(6) 建設工事等設計業務委託(建設コンサルタント)の成績評価

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしていることから、調査及び設計についても、業務の履行過程及び業務の成果を試行的に成績評価します。

【成績評価の対象】

- ・ 設計業務委託(建設コンサルタント) 契約金額が2,000千円以上。

(7) 随意契約ガイドラインの制定

随意契約の適性かつ円滑な運用を確保するため、随意契約ガイドラインを定め、随意契約とする際の判断基準や手続等を示します。

また、「佐渡市指示書発注工事等事務取扱要領」の運用についても併せて見直しを行います。

「佐渡市指示書発注工事等事務取扱要領」の運用の見直し(案)

- ・ 50万円以下の少額の契約：1者以上から見積書を徴取。
- ・ 50万円超130万円以下の競争性のある契約：2者以上から見積書を徴取。
- ・ 複数見積徴取業者：D級・C級の格付業者を含むこと。
- ・ 迅速性(競争性)の判断基準：3カ月以内の発注等。

2. 官製談合等の不正行為の排除の徹底

入札・契約に係る不正行為を防止し、公正な競争を促進するとともに、佐渡市が官製談合を二度と生起させることのないよう、職員のコンプライアンスを徹底します。

また、不正行為を抑止する観点から、不正行為には厳正に対処します。

(1) 職員のコンプライアンスの徹底

職員のコンプライアンス意識の向上及び入札談合リスクに対する意識を高めるための研修等を開催します。

① 公正取引委員会派遣講師による官製談合防止研修会の開催

日 時：平成30年8月10日(金) 13時30分から

場 所：佐渡市役所 3階 大会議室

内 容：官製談合関連法令(独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等)の知識の習得。

対象者：全管理職員、契約・検査担当係長、発注担当係長、コンプライアンス担当係長等。60人程度

② 庁内ネットワークを利用した官製談合関連法令等の知識の習得

日 時：5月から随時。

対象者：全職員

③ 各部署の所属長による全職員を対象にした個別面談の実施

日 時：8月中

内 容：組織としての意識の明確化 /

談合等に対する市職員の関与を許容しない、法令遵守の徹底と不正な行為に対しての厳正な対処。

チェックリストを用いた規範意識、外部からの働きかけ等の状況の把握等。

(2) 外部からの働きかけに対する対策の強化

予定価格等の秘密情報の問合せの意図及び目的並びに不正行為を疑わせる事実の有無に関わらず、外部からの働きかけの内容等を記録し公表を行うことにより、秘密情報の漏洩防止を徹底します。

・ 秘密情報の範囲の明確化。

(設計価格、予定価格、最低制限価格、入札参加者名及び入札参加者数等の非公表の情報(予算等の関連情報を含む))

(3) 不正行為に対するペナルティの強化

不正行為の態様に応じた指名停止措置の一層の厳格化及び契約条項による損害賠償の請求等、談合等の不正行為には厳しい措置を講じます。

① 佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領の改正

・ 重大な独占禁止法違反行為等：24カ月 → 36カ月

・ 秘密情報を聞き出そうとした場合：1回目 注意、2回目 1カ月

・ 秘密情報を不正に入手した場合：1月 → 3カ月以上7.5カ月以内

② 契約条項の見直し

- ・ 建設コンサルタント等委託契約における損害賠償予定条項の設定。
- ・ 損害賠償金額の見直し。請負代金の10分の1 → 10分の2

3. 地域建設産業の健全な発展

元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、中間前払金制度の適用範囲の拡大等を行うことにより、施工現場における労働環境の改善及び元請業者の資金調達の円滑化を図ります。

(1) 社会保険等未加入対策の強化

建設工事請負基準約款を改正することにより、社会保険等未加入業者を下請契約の相手方とすることを認めないものとします。

なお、下請業者の社会保険等加入状況は、施工体制台帳により確認します。

※ 別紙「社会保険等未加入対策の強化について」参照。

(2) 中間前金払制度の適用範囲の拡大

佐渡市建設工事中間前払金取扱要綱を見直し、建設工事及び建設コンサルタント等委託業務においては前金払適用範囲を、請負代金の130万円以上(建設工事：現行500万円、建設コンサルタント等委託業務：現行300万円)とします。

※ 中間前金払制度とは、前金払40%を支出済みの工事について、工期の2分の1を経過し且つ出来形が50%以上であるときに、請負代金の20%を追加で支出することができる制度。建設コンサルタント等委託業務は、前金払30%。

※ 別紙「中間前金払制度の導入状況」参照。

予定価格等の事前公表について

1 予定価格事前公表のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○入札・契約に係る透明性が向上する。 ○建設業者の積算に係る負担等が軽減できる。 ○建設業者は、工期と予定価格で工事の規模を判断して入札に参加することができる。 ○入札不調が減少する。 ○職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となる。 ○職員の設計積算能力の向上が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○談合が一層容易に行われる可能性がある。 ○予定価格とほぼ同額の入札が可能となる。 ○最低制限価格を強く類推させ、そこに入札価格が集中してくじ引きが増えやすい。 ○積算能力が不十分な事業者でも予定価格を参考にして受注する事態が生じる。 ○「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」等では原則事後公表にすると規定している。 ○日本弁護士連合会等は、事前公表を原則禁止する意見を表明している。

2 全国の状況

■ 平成 29 年度 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査

調査対象機関 国:19 機関 特殊法人等:124 法人
 地方公共団体:47 都道府県、20 指定都市、1,721 市区町村
 調査対象時点 平成 29 年 3 月 31 日現在

(1) 予定価格の事前公表

予定価格の事前公表(事後公表又は非公表との併用を含む。)を行っている団体は、都道府県においては 30 団体、指定都市においては 13 団体、市区町村においては 941 団体となっており、いずれも過半数を超えている。

なお、国及び特殊法人等においては、国土交通省の所管である成田国際空港(株)が唯一、案件により事前公表と事後公表を併用している。

		事後公表 及び事後公表 の併用	事前公表	非公表	非公表と 事後公表 の併用	非公表と 事前公表 の併用
	国	18	0	0	1	0
	特殊法人等	120	1	0	2	0
地方公共 団体	都道府県	17	15	15	0	0
	指定都市	7	9	4	0	0
	市区町村	647	253	681	118	7
	小計	671	277	700	118	7
	計	809	278	700	119	7

■ 事前公表している主な地方公共団体

都道府県:青森、岩手、宮城、茨城、石川、福井、愛知、奈良、島根、香川、
 愛媛、福岡、熊本、大分

指定都市:さいたま、静岡、名古屋、神戸、北九州、福岡、熊本

市区町村:旭川(北海道)、小千谷(新潟)、渋川(群馬)、倉敷(岡山)、
 総社(岡山)、唐津(佐賀)、うるま(沖縄) 等

※ 新潟県内では、小千谷市のみが事前公表。

※ 小千谷市を除き市区町村は、近年の官製談合発生市から抽出

(2) 最低制限価格の事前公表

最低制限価格制度を導入している地方公共団体(1,535 団体/44 都道府県、20 指定都市、1,471 市町村)のうち、最低制限価格の事前公表(事後公表又は非公表との併用を含む。)を行っている団体は、都道府県においては2 団体、指定都市においては1 団体、市区町村においては 169 団体となっており、いずれも少数となっている。

なお、国の場合はこの制度は採用されていない。

		事後公表	事前公表及び事後公表の併用	事前公表	非公表	非公表と事後公表の併用	非公表と事前公表の併用
国		-	-	-	-	-	-
特殊法人等		0	0	0	1	1	0
地方公共団体	都道府県	37	0	2	5	0	0
	指定都市	19	0	1	0	0	0
	市区町村	874	31	137	405	23	1
	小計	930	31	140	410	23	1
計		930	31	140	411	24	1

※ 特殊法人等で最低制限価格制度を採用しているのは2 団体のみ。

■ 事前公表している主な地方公共団体

都道府県:奈良、福岡

指定都市:福岡

市区町村:唐津(佐賀) 等

※ 市区町村は、近年の官製談合発生市から抽出

3 国の動向

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

- 入契法施行令第4 条第2 項及び第7 条の第2 項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、延滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。
- 入札の前には公表しない。

(2) 発注関係事務の運用に関する指針

- 入札の前には公表しない。原則事後公表とする。

※ 別紙「予定価格の事前公表のメリット・デメリット(総務省)」資料参照

4 佐渡市の取組状況

- ・平成17年6月から平成22年3月までの間、予定価格を事前公表、最低制限価格を非公表とした。
- ・平成19年4月から平成22年3月までの間、変動型最低制限価格制度を導入。基準価格算出方法を事前公表、最低制限価格を事後設定・事後公表とした。

(計算モデル)

$$\text{最低制限価格} = \text{基準額} - (\text{予定価格} - \text{平均入札額}) \times 0.1$$

基準額の範囲: 下限 予定価格 7/10

上限 予定価格 9/10

※ 基準額算出方法は、公契連モデルを採用

- ・平成22年4月からは、予定価格を事後公表とした。
最低制限価格は公契連モデルを採用し、算出方法を事前公表した。
- ・平成28年4月には、最低制限価格算出方法を新潟県方式に変更した。(予定価格の91%)
- ・平成19年4月から実施した変動型最低制限価格制度は、最低制限価格が基準額を下回ることから、最低制限価格を下回る無効札が増加した。
平成21年度においては、平均落札率も92.36%と低下した。
- ・平成28年度における佐渡市の入札平均落札率は、95.1%
参考:新潟県95.2%、新潟県内市町村94.5%(粟島浦村を除く)、
県内最高 / 妙高市98.5%

5 まとめ (予定価格等の事前公表について)

- ・予定価格の事前公表は、職員による予定価格漏洩による不正リスク回避及び建設事業者による予定価格を聞き出そうとする不正行為防止に効果がある。
- ・多くの地方公共団体では、予定価格の事前公表が行われている。
- ・最低制限価格を事前公表している地方公共団体はダンピング防止の観点等から少ない。
- ・落札価格の高止まりが懸念されているが、多くの地方公共団体が入札改革で取り組んでいる一般競争入札の範囲拡大等、透明性と競争性の向上により防止することができる。
- ・現状は、積算基準の図書の公表や建設業者の積算能力の向上、さらには歩切り禁止による設計価格=予定価格等により、既に予定価格の類推が可能となっている。
- ・予定価格の類推が可能となっている現状では、既に最低制限価格を強く類推させているが、佐渡市においては入札価格が最低制限価格に集中するという問題は発生していない。
- ・変動型最低制限価格制度は、入札価格を基に最低制限価格を設定する仕組みであることから、地域の実勢価格を反映した最低制限価格の設定が可能であり、ダンピング防止や抽選落札防止に効果がある。

- ・ 建設業者の見積努力を損なわせることが懸念されているが、既に入札参加者には工事費内訳書の提出が義務付けられている。
- ・ 予定価格の事前公表は、建設業者の積算意欲を低下させるが、その影響は小さい。建設業者の負担軽減等のメリットの方が大きいのではないか。
- ・ むしろ、最低制限価格が予定価格の91%に設定され、競争が9%の範囲に限られている方が、事業者自らの事業活動に見合った積算意欲を失わせることになる。

予定価格の事前公表のメリット・デメリット(総務省)

予定価格の事前公表のメリット・デメリット

予定価格の事前公表について、例えば以下のメリット・デメリットが指摘されている。

○メリット

- ・職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

○デメリット

- ・談合が一層容易に行われる可能性があること。
- ・積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。



(地方公共団体の予定価格の公表のあり方)

予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施。公共工事の入札を巡る状況(同額入札におけるくじ引きの増加等)を踏まえ、入札契約適正化法に基づく適正化指針に下記を記載。



予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

(『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』から抜粋)

予定価格の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

(H26.10.22 各都道府県知事及び議会議長、各指定都市市長及び議会議長あて総務大臣・国土交通大臣連名通知)

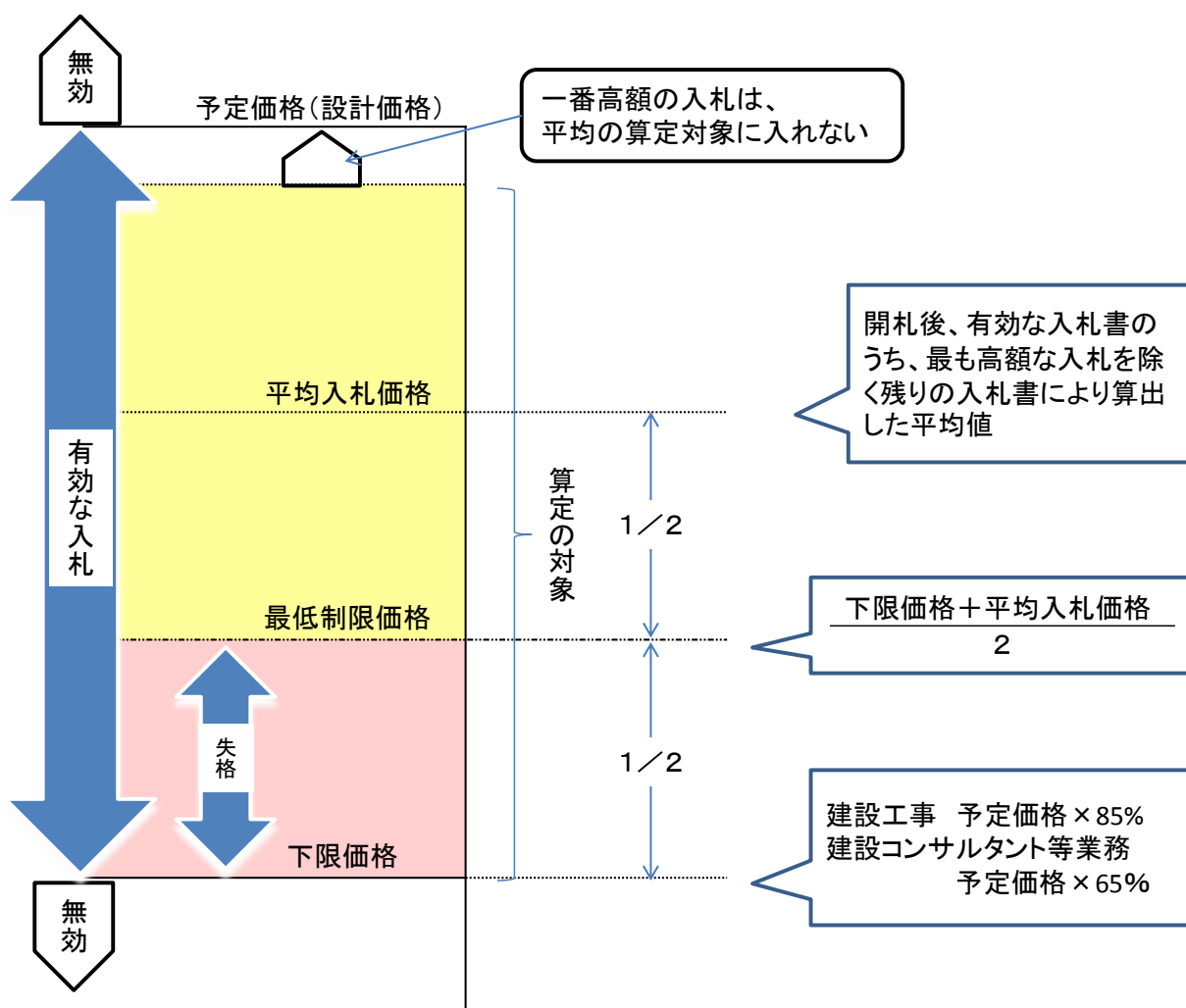
Ⅱ. 継続的に措置に努めるべき事項

4. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

(中略) 予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

変動型最低制限価格の算定方法



- 具体的には、異なる入札が2つ以上ある場合、一番高額の入札を算定から除外する。もし、一番高額な入札が複数あるときは、その全てを算定から除外する。
- ただし、有効な入札金額が全て同額である場合、算定から除外しない。それが2者以上であれば、くじ引きとなる。

<変動型最低制限価格の算定方法>

1. 工事

【予定価格 1, 000, 000円】

【下限価格 850, 000円】

【工事】 3者の場合

入札参加者の入札順位・金額	入札順位 (低い順)	入札金額	備 考
	1位	930, 000円	落札 (93%)
	2位	980, 000円	
	3位	990, 000円	平均から除く
平均額		955, 000円	1～2位の平均
最低制限価格 (平均入札額+下限価格) / 2		902, 500円	

【工事】 8者の場合

入札参加者の入札順位・金額	入札順位 (低い順)	入札金額	備 考
	1位	850, 000円	失格
	2位	865, 000円	失格
	3位	880, 000円	落札 (88%)
	4位	890, 000円	
	5位	905, 000円	
	6位	912, 000円	
	7位	945, 000円	
	8位	970, 000円	平均から除く
平均額		892, 428円	1～7位の平均
最低制限価格 (平均入札額+下限価格) / 2		871, 214円	

2. 建設コンサルタント等委託業務

【予定価格 1, 000, 000円】

【下限価格 650, 000円】

【建設コンサルタント等委託業務】 3者の場合

入札参加者の入札順位・金額	入札順位 (低い順)	入札金額	備考
	1位	650, 000円	失格
	2位	700, 000円	落札(70%)
	3位	750, 000円	平均から除く
平均額		675, 000円	1～2位の平均
最低制限価格(平均入札額+下限価格) / 2		662, 500円	

【建設コンサルタント等委託業務】 8者の場合

入札参加者の入札順位・金額	入札順位 (低い順)	入札金額	備考
	1位	650, 000円	失格
	2位	680, 000円	失格
	3位	720, 000円	失格
	4位	850, 000円	落札(85%)
	5位	905, 000円	
	6位	920, 000円	
	7位	945, 000円	
	8位	970, 000円	平均から除く
平均額		810, 000円	1～7位の平均
最低制限価格 (平均入札額+下限価格) / 2		730, 000円	

地域保全型工事入札制度の見直しの概要

1. 現行

工事の規模	入札参加資格	地区別			
		両津	相川	国仲	南部
■ 制限付一般競争入札					
1,500万円未満	A・B・C・D	両津	相川	旧町村別 (佐和田・金井・新穂・畑野・真野)	南部
1,500万円以上 2,000万円未満	A・B・C	両津	相川	国仲	南部

2. 見直し案

工事の規模	入札参加資格	地区別			
		両津	相川	国仲	南部
■ 指名競争入札					
250万円未満	C・D・(B) 南部(A・B)	両津	相川	旧町村別 (佐和田・金井・新穂・畑野・真野)	旧町村別 (小木・羽茂・赤泊)
■ 制限付一般競争入札					
250万円以上 400万円未満	A・B・C・D	両津	相川	旧町村別 (佐和田・金井・新穂・畑野・真野)	旧町村別 (小木・羽茂・赤泊)
400万円以上 1,500万円未満	A・B・C・D	両津	相川	旧町村別 (佐和田・金井・新穂・畑野・真野)	南部
1,500万円以上 3,000万円未満	A・B・C	両津	相川 ※佐和田	佐／真・金 金／佐・新 新／畑・金 畑／真・新 真／佐・畑	南部

※佐和田地区は、その他営業所を除く。

※対象:2,000万円未満 → 3,000万円未満

※入札参加資格等の見直し:1,500万円未満 A・B・C・D

→ 250万円未満 C・D・(B)、南部(A・B)、指名競争入札(南部400万円未満まで)

400万円未満 旧市町村別

250万円以上1,500万円未満 A・B・C・D

1,500万円以上3,000万円未満 A・B・C、相川+佐和田、国仲隣接3地区

※災害復旧工事等の緊急性を有するものは、工事の規模に関わらず、A・Bランクを加えることができる。

平成 29 年度公共工事発注件数及び金額

土木一式

ランク	件数	金 額	うち 1 億 2 千万以上 (A 級のみ)
A	10	846,288,000 円	128,520,000 円(1)
B	28	794,199,600 円	
C	78	572,364,600 円	
D	64	129,254,400 円	
計	180	2,342,106,600 円	

建築一式

ランク	件数	金 額	うち 1 億 2 千万以上 (A 級のみ)
A	4	1,920,909,600 円	1,802,919,600 (3)
B	7	209,574,000 円	
C	11	85,622,400 円	
D	2	5,097,600 円	
計	24	2,221,203,600 円	

地域保全型+土木一式 B

ランク	件数	金 額
3,000 万円未満	8	198,547,200 円
1,500 万円以上	8	139,438,800 円
400 万円以上	71	487,522,800 円
400 万円未満	62	127,202,400 円
計	141+8	952,711,200 円

※ 3,000 万円未満: H29 土木一式 B 発注分(2,000 万円以上 3,000 万円未満)

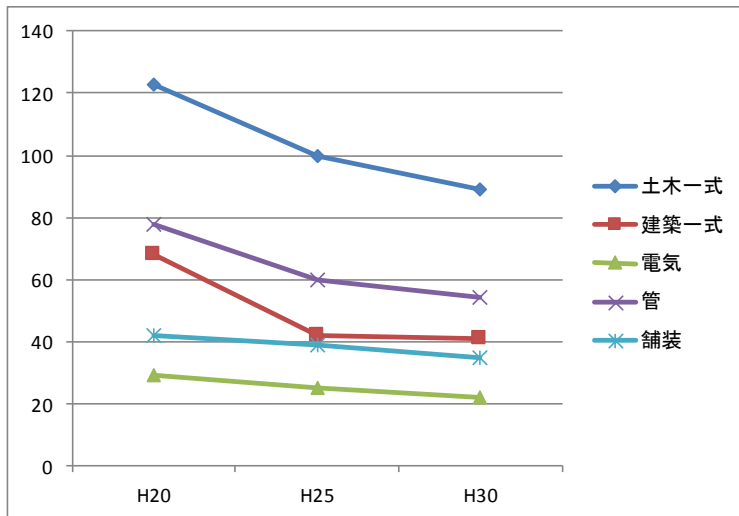
(参考)

全体	入札件数	金 額
H29	302	6,614,060,400 円

建設工事入札参加資格者等登録者数(市内)の推移

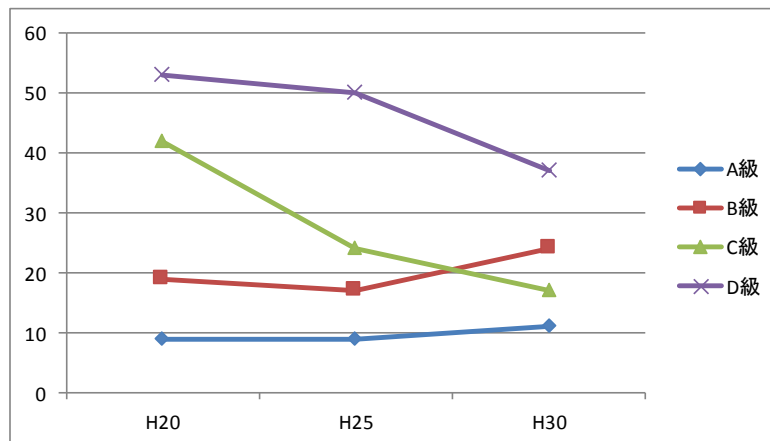
業種	H20	H25	H30	減少率
土木一式	123	100	89	27.6 %
建築一式	68	42	41	39.7 %
電気	29	25	22	24.1 %
管	78	60	54	30.8 %
舗装	42	39	35	16.7 %

登録業者数	H20	H25	H30	減少率
	183	149	135	26.2 %



▼【土木一式】

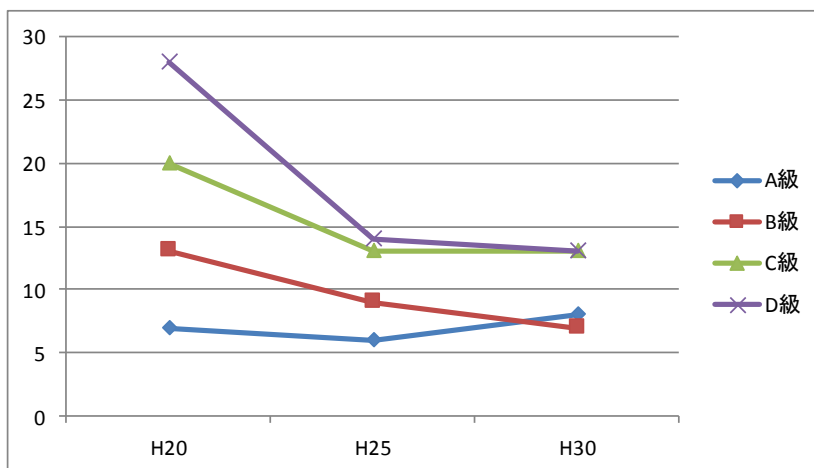
等級	H20	H25	H30	増減率
A級	9	9	11	122.2 %
B級	19	17	24	126.3 %
C級	42	24	17	59.5 %
D級	53	50	37	30.2 %
計	123	100	89	27.6 %



・A級、B級の業者は微増。・C級、D級業者は3割以上の減。
 ・C級業者の落ち込みが激しいが、B級とD級へ格付け変更による要因もある。

▼【建築一式】

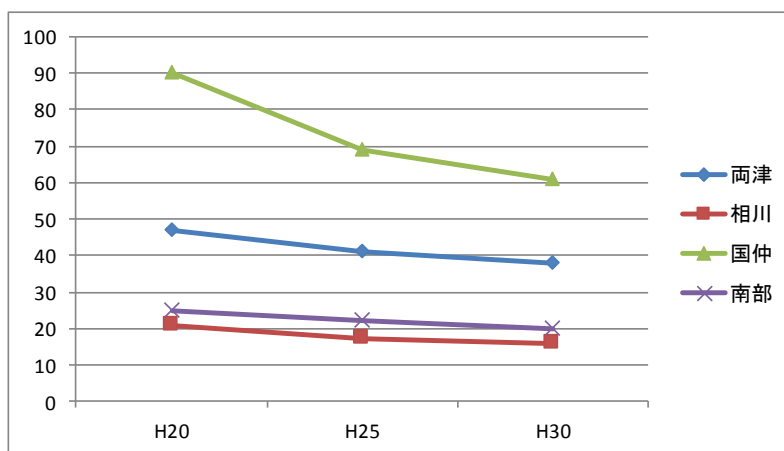
等級	H20	H25	H30	増減率
A級	7	6	8	114.3 %
B級	13	9	7	46.2 %
C級	20	13	13	35.0 %
D級	28	14	13	53.6 %
計	68	42	41	39.7 %



- ・A級業者はほぼ平行線。・B級以下は軒並み減。
- ・特にD級業者が5割以上の減となっている。

▼【地区別】

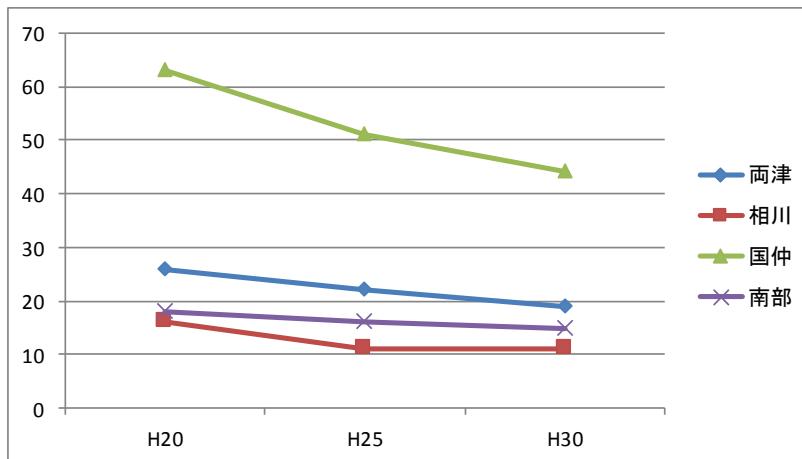
地区	H20	H25	H30	減少率
両津	47	41	38	19.1 %
相川	21	17	16	23.8 %
国仲	90	69	61	32.2 %
南部	25	22	20	20.0 %
計	183	149	135	26.2 %



- ・各地区とも登録業者数は年々減少。
- ・国仲地区は3分の1減少。特に真野地区(16→9)、金井地区(18→11)の業者数減が目立つ。

▼【地区別・土木一式】

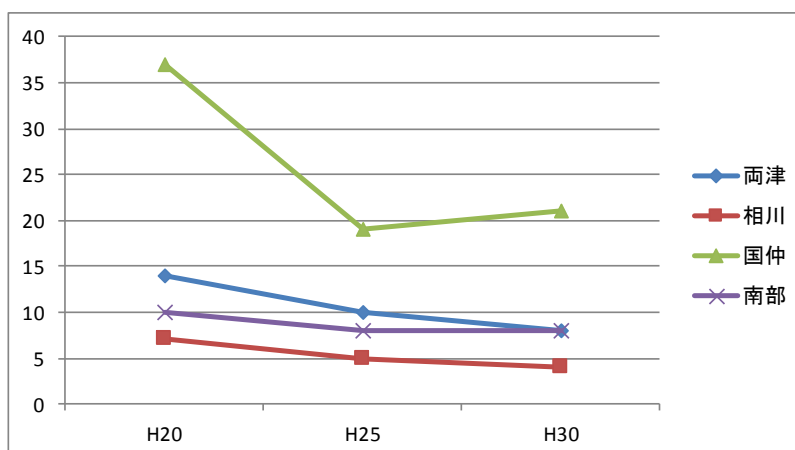
地区	H20	H25	H30	減少率
両津	26	22	19	26.9 %
相川	16	11	11	31.3 %
国仲	63	51	44	30.2 %
南部	18	16	15	16.7 %
計	123	100	89	27.6 %



- ・各地区とも登録業者数は年々減少。
- ・相川、国仲地区が3割以上の減少。特に真野地区の業者数が6割減(15→6)と目立つ。

▼【地区別・建築一式】

等級	H20	H25	H30	減少率
両津	14	10	8	42.9 %
相川	7	5	4	42.9 %
国仲	37	19	21	43.2 %
南部	10	8	8	20.0 %
計	68	42	41	39.7 %



- ・各地区とも登録業者数は、平成20年比で減少。
- ・両津、相川、国仲地区が4割以上の減少。特に金井地区(6→3)、新穂地区(5→1)の業者数が5割以上減と目立つ。

社会資本整備総合交付金事業等における債務負担行為の活用 国土交通省
参考1

○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業等において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
(過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。)

【債務負担行為の活用の例】

単年度で実施

	H28年度工事	
県費	(200)	
国費		

二カ年県債の活用
(実績あり)

債務負担行為
の活用

ゼロ県債の活用

	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	(180)
国費	10	

例: 12月議会上程 県債務負担行為の設定 (H27-28)

↓ 交付金示達後

県費	10	90
国費	10	90

	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	(200)
国費	0	

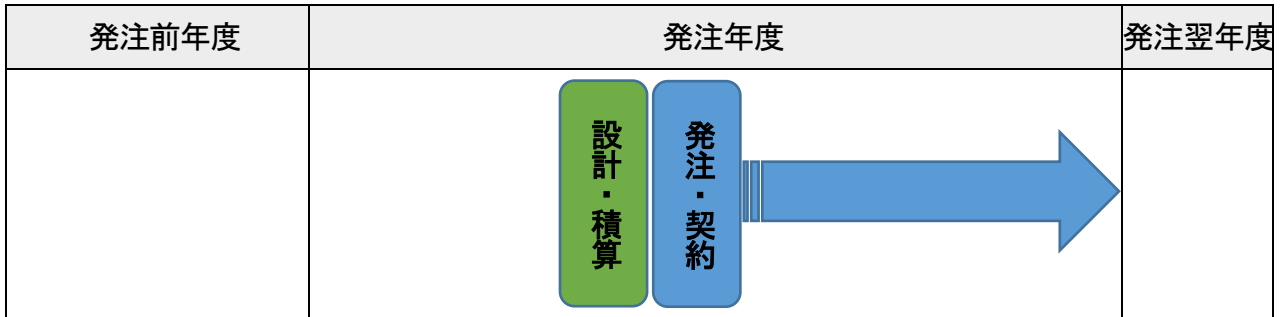
例: 12月議会上程 県債務負担行為の設定 (H27-28)

↓ 交付金示達後

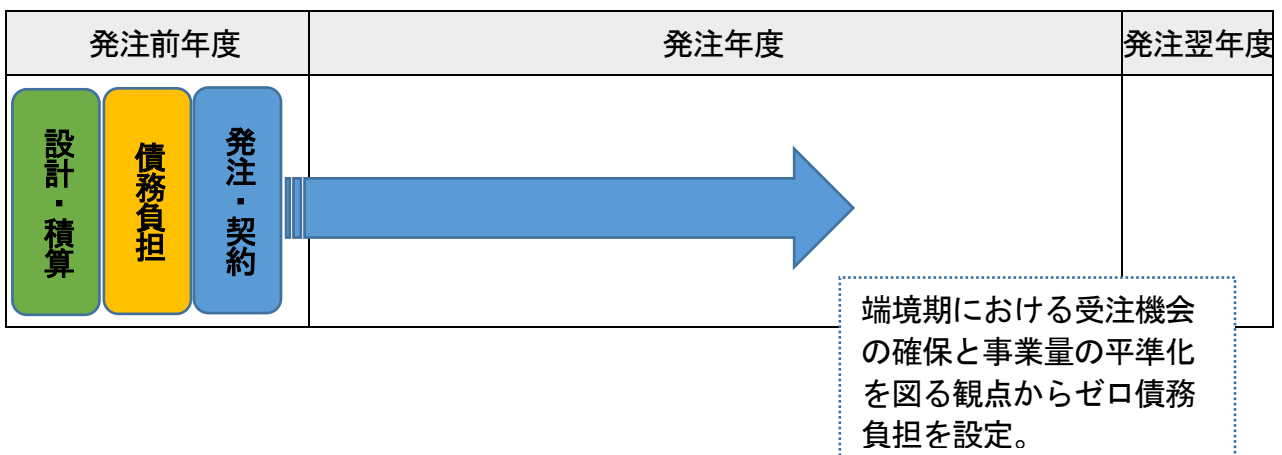
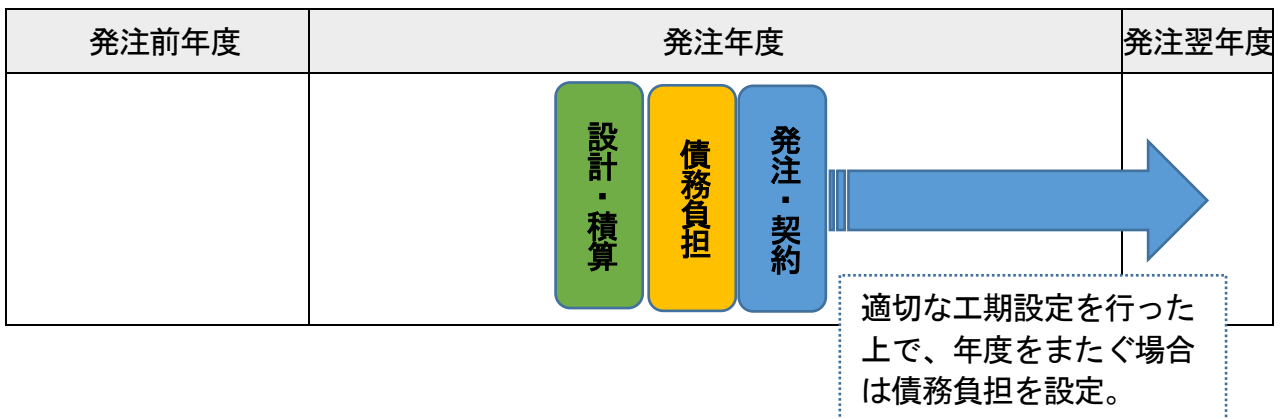
県費	0	100
国費	0	100

※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。

従 来



債務負担行為を活用



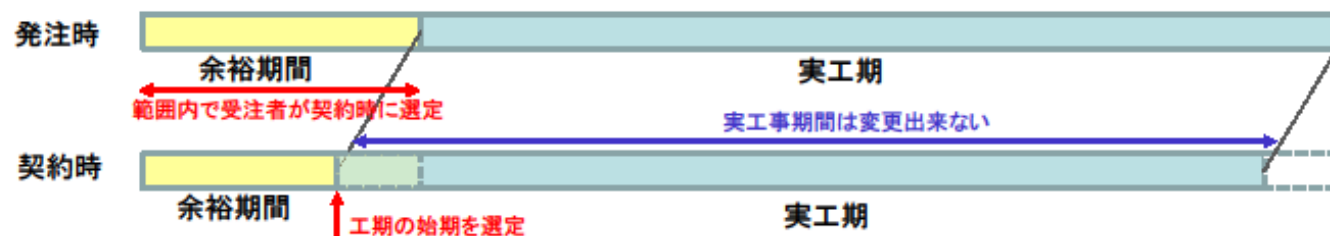
余裕期間制度について

■余裕期間制度

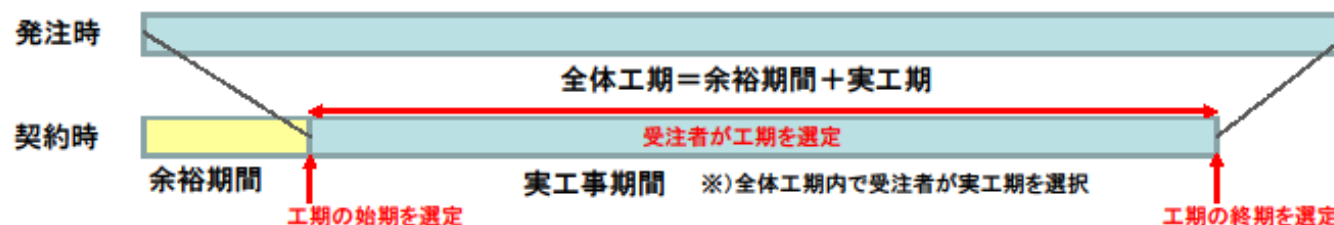
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

社会保険等未加入対策の強化について

■ 佐渡市建設工事請負基準約款の改正(案)

(受注者の契約の相手方となる下請負人の社会保険等加入義務等)

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。

この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をしたことを確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

平成30年10月1日以後の入札公告又は入札執行通知に基づく建設工事の契約から、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）未加入業者を下請契約（※）の相手方としてはならないこととします。

ただし、社会保険等に加入義務のない方は、加入しているものとみなします。

（※）受注者が直接契約する一次下請契約のことをいう。

○ 対象となる下請業者

建設業法による建設業許可を有する業者で、社会保険等の加入が義務付けられている者です。

※ 施工体制台帳により、下請業者の社会保険等加入状況を確認します。

○ 特別な事情があると発注者が認める場合

社会保険等未加入業者を下請契約の相手方とすることができますが、一定期間内に加入手続きを行う必要があります。

※ 「特別な事情」とは、例えば、災害に伴う応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術等を必要とする工事で、そうした技術を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合等が考えられます。

○ 違反した場合…契約違反として、受注者に対して指名停止措置等を実施。

中間前金払制度の導入状況

H30.4.1 現在

自治体名	前金払適用範囲	中間前金払適用範囲
新潟県	請負金額 300 万円以上	同左
新潟市	請負金額 250 万円超	同左
長岡市	請負金額 200 万円以上	同左
上越市	請負金額 130 万円以上	請負金額 130 万円以上、工期 60 日以上
三条市	請負金額 300 万円以上	同左
柏崎市	請負金額 130 万円超	同左
新発田市	請負金額 130 万円超	請負金額 300 万円以上
小千谷市	請負金額 500 万円以上	同左
加茂市	請負金額 500 万円以上	未導入
十日町市	請負金額 130 万円超	同左
見附市	請負金額 200 万円以上	同左
燕市	請負金額 500 万円以上	同左
村上市	請負金額 500 万円以上	同左
糸魚川市	請負金額 130 万円以上	同左
妙高市	請負金額 50 万円以上	同左
五泉市	請負金額 300 万円以上	同左
佐渡市	請負金額 500 万円以上	同左
阿賀野市	請負金額 500 万円以上	請負金額 500 万円以上、工期 150 日以上
魚沼市	請負金額 300 万円以上	請負金額 500 万円以上
南魚沼市	請負金額 500 万円以上	同左
胎内市	請負金額 500 万円以上	同左
出雲崎町	請負金額 500 万円以上	同左
湯沢町	請負金額 300 万円以上	同左
津南町	請負金額 130 万円以上	同左
田上町	請負金額 300 万円以上	請負金額 300 万円以上、工期 150 日以上
聖籠町	請負金額 300 万円以上	同左
阿賀町	請負金額 500 万円以上	同左
弥彦村	請負金額 500 万円以上、工期 50 日以上	同左
刈羽村	予定価格 130 万円超	同左
関川村	請負金額 130 万円以上	同左
粟島浦村	請負金額 500 万円以上	同左